

○裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成9年3月7日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成8年裾野市条例第29号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(規則で定める公共的団体)

第3条 条例第4条第1号の規則で定める公共的団体は、国、県若しくは市町村の公社又は公団若しくは事業団とする。

(事前協議)

第4条 条例第6条第1項の規定による許可の申請を行おうとする事業主は、当該許可申請の前に、事業の内容その他の別に定める事項について市長と協議し、市長の承認を得なければならない。

(事前公開)

第5条 事業主等は、前条の事前協議の前に、事業の内容について当該事業の施行に係る土地周辺関係者(以下「土地周辺関係者」という。)の理解を得るため、事前説明会を開催し、周知を図るとともに、当該土地周辺関係者から出された意見、要望等に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

(事業の許可申請)

第6条 条例第6条第2項に規定する許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書(様式第1号)によってしなければならない。

2 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 位置図及び事業区域図(縮尺2,500分の1~2万5,000分の1)
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図の写し
- (5) 事業の施行契約書の写し
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 会社の経歴書、定款、登記事項証明書、営業報告書その他信頼度と実績を証明できるもの
- (8) 事業関係人(土地の所有者、仮登記権者、抵当権者、隣接地関係人及び地区代表者)の同意書

- (9) 土砂等の搬出入経路図(縮尺 2,500 分の 1~2 万 5,000 分の 1)
 - (10) 現況(計画)平面図及び縦横断面図(縮尺 50 分の 1~500 分の 1)
 - (11) 現況(計画)排水平面図及び縦横断面図(縮尺 50 分の 1~500 分の 1)
 - (12) 調整池平面図(縮尺 50 分の 1~500 分の 1)
 - (13) 放流先水路流域図(縮尺 2,500 分の 1)及び断面図(縮尺 100 分の 1~250 分の 1)
 - (14) 第 9 号から前号までに係る構造図(縮尺 10 分の 1~20 分の 1)
 - (15) 流量計算書
 - (16) 緑化計画書
 - (17) 搬入土砂調書
 - (18) 土質検査報告書
 - (19) 事業区域の現況写真
 - (20) 当該事業に係る事前協議済書の写し(土地利用事業の承認書の写し)
 - (21) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 前項第 18 号の土質検査報告書の検査基準は、別表第 1 のとおりとする。

(事業の許可)

第 7 条 市長は、条例第 6 条第 2 項の規定により許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分を行い、土砂等による土地の埋立て等事業許可(不許可)決定通知書(様式第 3 号)により事業主に通知するものとする。

(施行基準)

第 8 条 条例第 7 条第 2 号の施行基準は、別表第 2 のとおりとする。

(変更の許可申請等)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書(様式第 4 号)に条例第 6 条第 2 項に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分を行い土砂等による土地の埋立て等事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第 5 号)により事業主に通知するものとする。

3 条例第 8 条第 2 項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業変更届出書(様式第 6 号)によってしなければならない。

(地位の承継)

第 10 条 条例第 10 条第 2 項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業地位承継届出書(様式第 7 号)によってなければならない。

(開始の届出)

第 11 条 条例第 11 条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届(様式第 8 号)によってなければならない。

(標識)

第12条 条例第13条の規定による標識は、事業掲示板(様式第9号)及び危険防止表示板(様式第10号)によるものとする。

(報告の徴収)

第13条 市長は、条例第14条第1項の規定による報告を求めるときは、報告徴収通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業主等は、事業報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第14条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)によるものとする。

(改善勧告)

第15条 条例第16条の規定による改善勧告は、土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書(様式第14号)により行うものとする。

(改善命令)

第16条 条例第17条及び第21条第2項の規定による改善命令は、土砂等による土地の埋立て等事業改善命令書(様式第15号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第17条 条例第18条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(中止命令)

第18条 条例第19条の規定による中止命令は、土砂等による土地の埋立て等事業中止命令書(様式第17号)により行うものとする。

(措置命令)

第19条 条例第20条の規定による原状回復命令及び措置命令は、土砂等による土地の埋立て等事業措置命令書(様式第18号)により行うものとする。

(中止又は完了の届出)

第20条 条例第21条の規定による中止又は完了の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業完了(中止)届(様式第19号)によってしなければならない。

(公表の方法)

第21条 条例第23条の規定による公表は、市掲示板への掲載その他の方法により行うものとする。

(書類の提出部数)

第 22 条 条例第 6 条及び第 8 条に規定する申請書及び添付書類の提出部数は、それぞれ正本 1 部、副本 1 部とする。

(補則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 5 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 18 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

別表第1(第6条関係)

土質検査基準

1 土壌の採取方法

土壌の採取方法は、次のとおりとする。

- (1) 土砂等の発生場所ごとに採取する。
- (2) 面積3,000平方メートルごとに1箇所採取する。
- (3) 面積が3,000平方メートルに満たない場合でも最低2箇所採取する。
- (4) 採取地点は、別途協議による。ただし、シールド工法の場合は、断面付近から採取する。

2 検査基準

検査基準は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)第1の1に規定する環境基準とする。ただし、農用地における基準については、次のとおりとする。

- (1) 「農用地」は「埋立て後の土地利用が農用地であるもの」に読み替える。
- (2) カドミウムの農用地における環境基準の検査は、明らかに汚染されていないと認められる土壌においては検査を省略できるものとする。このとき汚染の有無は、土砂等の発生場所を所管する保健所等に相談の上判断する。

3 検査方法

検査方法は、土壌の汚染に係る環境基準について別表の測定方法による。

4 検査機関

検査機関は、公共機関又は環境計量士の資格を有するものがいて検査が可能な機関とする。

5 検査の省略

前記2の検査基準に定める物質のうち、明らかに基準を満たしていると認められる物質については検査を省略することができる。このときは、基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない

別表第2(第8条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業の施行基準

1 共通事項

(1) 周辺対策

事業の施行に当たっては、粉塵、騒音、振動、土砂の流出等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにする。

(2) 作業時間

ア 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、関係機関との協議において、作業時間に特段の定めがある場合は、当該作業時間とする。

イ 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を中止する。

ウ 緊急を要する作業が発生した場合は、搬出入路、沿道及び周辺住民の理解を得る。

(3) 交通対策

ア 搬出入路を指定する場合は、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議する。

イ 搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止等必要な措置を講ずる。

ウ その他関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な措置を講ずる。

(4) 安全対策

ア 事業区域内には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできる囲いを設ける。

イ 囲いは、原則として事業区域の全周囲に設ける。

ウ 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とする。

エ 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。

(5) 保安距離

保安距離は、静岡県の「土の採取等に関する技術基準」を準用する。

(6) 事故対策

ア 市民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずる。

イ 地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講ずる。

ウ 事業施行中、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告する。

(7) 防災対策

ア 施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努める。

イ 万一災害が発生した場合は、事業主等が責任をもって解決に当たる。

(8) 緑化対策

事業完了後、粉塵防止と合わせ、事業施行前の現況地目に即した植栽を行う。

2 技術基準

事業の施行に当たっては、土の採取等に関する技術基準を準用する。

3 その他

事業の施行に当たっては、この施行基準によるほか、必要に応じて関係法令の例により処理する。

土質検査基準(別表第1)の1第4号に定める採取地点は、次のとおりとする。

盛土・埋立ての高さ	採取地点
0m～1m未満	地表面下 0.3m
1m～2m未満	〃 1.0m
2m～3m未満	〃 1.5m
3m～4m未満	〃 2.0m
4m～5m未満	〃 2.5m
5m以上	別途指示による。